

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の増設）に係る面談
2. 日時：令和4年10月27日（木）10時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
新井安全審査官、塩唐松係長、高木係長、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、本年10月21日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の増設）について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 実施計画の変更目的及び申請範囲
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
  - 措置を講ずべき事項のうち本申請に関連する事項ごとに、要求内容に沿った基本方針並びにその具体的な設計内容及び対策を整理して説明すること。その際には、過去の保管施設の設置に係る申請に関する審査の際に示した事項との不足分や実施計画で定める性能等に影響を与える設備仕様上の差分がないかを含めて網羅的に示すこと。
  - 高性能容器（HIC）の表面線量率が当初より下がっていることを踏まえ、本申請においては、現行の実施計画に定める放射能濃度を 3/4 とし敷地境界線量を評価しているが、当該内容については、約1年前に実施した面談で東京電力から説明された内容と異なるため、過去の経緯や指摘内容を確認した上で、評価結果が得られるまでのプロセスを整理して説明すること。
  - 今後もボックスカルバートによる一時保管が継続されることを踏まえて、現状の保管状態における耐震評価を進めているとしているが、現在実施中又は検討中の耐震評価及び試験について、それぞれのスケジュールを整理して説明すること。

#### 6. その他

資料：使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更に係る実施計画変更認可申請について（補足説明資料）

関連ページ：[福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）に係る面談（令和3年10月25日）](#)